## 令和8年度 御殿場市償却資産(固定資産税)申告の手引き

## 《 お知らせとお願い 》

農業や工場・商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を営んでいる法人や個人で償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在に所有している償却資産に関する事項を申告する義務があります。(地方税法第383条)

- ◆ 申告書の提出期限は、<u>令和8年2月2日(月)</u>です。混雑緩和のため、令和8年1月15日(木)までの提出にご協力ください。
- ◆ 「<u>資産の増減なし</u>」や「<u>該当資産なし</u>」の場合、また、休業・廃業等された場合は、 必ずその旨を償却資産申告書の右下にある「18 備考欄」に記載してください。
- ◆ 郵送または eLTAX による申告にご協力ください。
- ◆ 提出期限を過ぎてから申告された場合、5月以降に納付書が届くことがあります。

#### 1 償却資産とは(地方税法第341条第4号より)

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、税務会計上、その減価償却費 (額)を経費等として扱うことができるものです。(取得価額が少額である資産や法令で定められた資産は除きます。)(具体例 P.2参照)

法人税又は所得税が課されない事業者が所有する資産も含みます。

土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

※税務署における個人所得税等の確定申告・法人税の申告とは別に、市への申告が必要です。

## 2 申告の方法

(1)初めて申告をする方 ※(3)を除く (P. 6~9の記載例を参照)

申告する資産	令和8年1月1日現在で御殿場市内に所有するすべての償却資産
提出する書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)…白黒
	② 種類別明細書(増加資産・全資産用)[所有する資産を記入]…緑色
	※ 該当資産がない場合は、①の「18 備考欄」に「該当資産なし」と記
	入してください。

## (2)前年度までに申告されている方 ※(3)を除く (P. 6~11の記載例を参照)

申告する資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加・減少した資産
提出する書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)…白黒
	② 種類別明細書(増加資産・全資産用)[増加した資産を記入]…緑色
	③ 種類別明細書(減少資産用)[減少した資産を記入]…赤色
	※ 資産の増減がない場合は、①の「18 備考欄」に「増減なし」と記入し
	てください。

### (3)電算申告(全資産申告)をする方

申告す	る資産	令和8年1月1日現在で御殿場市内に所有するすべての償却資産
提出す	る書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
		※「評価額」「決定価格」「課税標準額」を記入してください。
		② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
		※「減価残存率」「価額」「課税標準額」を記入してください。

## (4)廃業・解散・住所変更その他異動事項がある場合

「償却資産申告書」の右下にある「18 備考欄」に異動事項、異動年月日等を記載してください。(例:令和7年7月1日廃業)

## 【償却資産の種類と具体例】

	種 類		主な償却資産の例
		土地に定着しない簡易な 建物又は周壁等で外界と 遮断されない建物	プレハブの簡易事務所や物置、テント倉庫、農業用 ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ ごみ置き場、ゴルフ練習場等
4	#	土地に定着した土木設備	看板、門扉、植樹、路面舗装(駐車場を含む)等
1	構築物	建物附属設備	受変電設備、厨房設備、煙突、造園、塀、屋外の照明設備、屋外の給排水設備、日よけ等
		賃借人(テナント)が施工した建物附帯設備 (賃借人が申告(P.4参照))	店舗内造作設備(内装工事等)、照明器具、給排 水衛生設備、冷暖房設備、ガス設備等
2	機 械 及 び装 置		機械、コンベアー等の搬送設備、ホイスト・クレーンド設備、クリーニング設備、駐車場洗車設備、その他する機械装置等
3	船 舶	モーターボート、客船、漁船	等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライ	/ダー等
5	車両及び運搬具		m・幅1.7m・高さ2.8m・最高速度時速15kmのの、または農耕用特殊車両で最高速度が時速35
6	エ具、器具及び備品		ン、コピー機、ファクシミリ、理美容器具、医療器具、 ース、エアコン(建物と一体になっていないもの)、冷

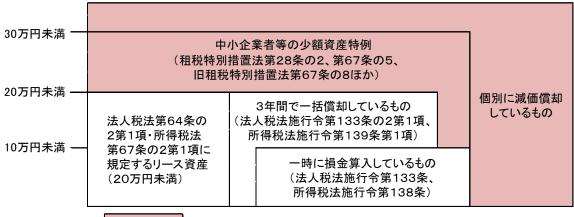
- ※1 個人事業主の場合は、10万円以上の事業用資産は償却資産に該当します。
- ※2 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。
  - (1)建設仮勘定で経理されている資産
  - (2)決算期以後に取得された資産でまだ固定資産台帳等に計上されていない資産
  - (3) 簿外資産(会社の帳簿には記載されていない資産(中小企業等の少額資産特例等))
  - (4)償却済資産(減価償却を終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産)
  - (5)遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
  - (6)未稼働資産(すでに完成しているが、まだ稼働していない資産)
  - (7)借用資産(リース資産)であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産
  - (8)取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入せず個別に償却している資産
  - (9)従業員等の福利厚生の目的で取得した資産

## 【申告対象となる業種別の主な償却資産】

業 種	主な償却資産の例
	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀
	(フェンス)、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン(建物と一体になっていないも
	の)、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、予備電源設備、無線LAN設備等
小 売 業	ショーケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機等
理・美容業	理・美容イス、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
医院•歯科医院	医療機器(X線装置、診察台、歯科用ユニット等)、ガス(麻酔等)設備等
建 設 業	ポンプ、発電機、ミキサー、大型特殊自動車に分類されるブルドーザー、パワー
连 改 未	ショベル、フォークリフト等
工場	ボール盤、旋盤、プレス機、金型、フォークリフト、ホイスト・クレーン、洗浄給水設
工物	備、構内舗装、福利厚生設備、特定の生産又は業務用設備等
駐車場事業	駐車装置(機械設備等)、照明等の電気設備、フェンス、料金精算機、舗装等
飲 食 業	イス、テーブル、厨房設備、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、室内装飾品等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
ガソリン 販 売 業	プレス、コンプレッサー、テスター、オートリフト、充電器、洗車機、ジャッキ、溶接
• 自動車整備業	機、ガソリン計量器、地下タンク、スチームクリーナー、独立キャノピー等
農業	大型特殊自動車に分類される農耕用車両(最高速度時速35km以上のもの)、
辰 未	草刈機、乾燥機、育苗機、製茶設備、米冷蔵庫、ビニールハウス等
アパート経営	駐車場舗装、フェンス、側溝、壁面文字、外灯、集合郵便受け、太陽光パネル等

## 3 申告の必要がない資産

- (1)棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- (2)書画・骨董(ただし、複製品等で装飾目的に使用しているものは申告対象です)
- (3)無形減価償却資産(特許権・ソフトウェア・電話加入権等)
- (4)繰延資産(創立費、開発費、工事負担金等)
- (5)自動車税及び軽自動車税の賦課対象となるべき車両(乗用車やトラック、軽自動車、オートバイ、小型特殊自動車に分類されるフォークリフトやトラクター、田植え機、コンバイン等)
- (6)一括償却資産、リース資産(所有権が移転しないもの)
- 4 少額の減価償却資産の取扱い



=償却資産の申告が必要な資産

## 5 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備については、原則として 家屋で評価します。<u>家屋から独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用</u> に供されるもの等については、償却資産の対象となります。

## 【家屋と償却資産の区分】

	設值	備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
		受変電設	備	変圧器、配電盤、キュービクル等	
命名	記備	予備電源言	设備	蓄電池、発電機等	
电×	に記り用	動力配線部	货備	業務用機器の動力配線、屋外電灯配線等	屋内の電灯配線
		電灯照明部	と 備	ネオンサイン、投光機、スポットライト等	屋内の一般照明器具
給	排	水 設	備	屋外の給排水設備(埋設物を含む)等	左記以外の設備
ガ	ス	設	備	屋外の設備、引込工事、特定の生産又は 業務用設備等	屋内の配管等
空	調	設	備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用 設備等	家屋と構造上一体の設備(埋 込型の空調設備、換気扇等)
消	火	設	備	消火器、屋外の消火栓、ホース、ノズル等	屋内の消火栓設備、スプリンクラー等
運	搬	設	備	工場用ベルトコンベアー、クレーン等	エレベーター、リフト等
通	信力	汝 送 設	備	電話機(親機・子機)、電話交換機、マイクロフォン、アンプ、無線LAN配線等	電話配線設備

## 《例外》賃借人(テナント)が施工した内装・造作及び建築設備等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方(テナント)が、自己の費用で内装・電気・ガス・ 給排水その他の設備を施工した場合は、それらの資産は特定附帯設備として、賃借人(テナント)の方が償却資産として申告する必要があります。

## 6 固定資産税(償却資産)と国税の主な違い

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い						
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)=1月1日現在	法人:事業年度、個人:曆年						
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	一般の資産は定率法または定額法						
减 逥 頂 却 の 万 法	一般の負性は旧た平広	の選択制						
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却						
圧縮記帳制度の適用	認めていない	認めている						
特別償却·割増償却制度	認めていない	認めている						
増 加 償 却 制 度	認めている	認めている						
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5(5%)	備忘価額(1円)						
改良費の評価方法	区分評価	原則区分評価、一部合算も可						
中小企業の少額資産の		取得金額30万円未満の減価償却資						
損 金 算 入 の 特 例	課税対象となる	産は損金算入可能(租税特別措置法						
頂亚界八の竹例		第28条の2、第67条の5)						

#### 7 税率と免税点

(1)税率は1.4%です。

課税標準額(千円未満切捨て)×税率1.4%=税額(百円未満切捨て)

#### (2)免税点

償却資産の課税標準額が150万円に満たない場合には、償却資産の固定資産税は 課税されません。ただし、**免税点未満の方であっても、償却資産を保有して事業を続けて** いる限り申告は毎年必要です。

## 8 課税標準の特例

地方税法第349条の3又は本法附則第15条の規定により、固定資産税が軽減される償却資産があります(一部例示を適用条項により掲載)。特例を受ける場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に必ず適用条項を記載し、その内容を確認できる関係資料の提出をお願いします。

## ≪参考≫ 主なものを抜粋しています。

適	用条項	特例対象	対象資産の概要	適用期間	特例率
法附則第十五条	第 43 項	先端設備等 (機械及び装置、 工具、器具及び 備品、建物附属 設備)	従業員へ1.5%以上の賃上げ表明を行い、かつ、「中小企業等経営強化法」に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資で令和7年4月1日~令和9年3月31日*までの間に中小企業が取得したもの(令和13年度まで適用*)	新設後 3年間 ~ 5年間 <sup>※</sup>	1/2 ~ 1/4**

※条件により適用内容が異なります。

#### 9 事務所移転・廃業された場合

御殿場市から他の市町村へ事務所を移転された、事業を止めた場合も、申告書の提出をお願いします。また、申告書の「18 備考欄」にその旨の記載をお願いします。

ご提出いただけない場合、状況の把握ができないため、催告書の送付を行うことがあります。

#### 10 「該当資産なし」の場合について

事業を行っているが所有している資産がない「該当資産なし」の場合でも、**初年度**は申告書を提出していただきます。「該当資産なし」であることを申告した事業者は次年度以降も該当資産なしの状態であれば、申告書の提出は不要です(市から申告書等の送付をいたしません)。

新規で資産を取得した場合は改めて申告をお願いします。市から申告書等の送付が必要な場合は御殿場市課税課へご連絡をお願いします(連絡先は P.12参照)。

#### 11 償却資産申告書の記載方法

申告書および種類別明細書の記載方法は、次ページ以降を確認してください。

- ○種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例・・・・・8~9ページ
- ○種類別明細書(減少資産用)の記載例・・・・・・・・10~11ページ

## 償却資産申告書の記載例

#### ①住所・②氏名

に明記してください。(似と一致させてください。

※印字の

無い申告書を使用する場合は、

致しない場合はその理由を

前年度

(又は直)

近

の (申告)

備

考

(添付書類等)) の合計額

 $\equiv$ 

前年度除却もれ資産あり

:年までの申告に基づき、

取

得価

額

を印

字してい

前年

前

に取得したもの

7

個人の場合は事業主の住民登録地、法 人については経理を行っている事務所等 の所在地 (又は納税通知書の送付先) を記載してください(記載済みの場合 は、誤りがあれば訂正してください)。 なお、「屋号」への記入もお願いします。

#### ④事業種目

事業の種目を、「小売業」・「製造業」等 の大まかな分類ではなく、できるだけ具体 的に記載してください。2つ以上の事業を 営んでいる場合には、主な事業種目を記載 してください。また、法人の場合は資本金 等の金額も記載してください。

令和

## ⑤事業開始年月

法人の場合は、当該法 人の設立年月<u>(本社が御</u> 殿場市外の場合は、御殿 場市に事業所を開設した 年月)を記載してくださ

③個人番号又は法人番号(マイナンバー) 個人番号(12桁)又は法人番号(13桁) を右詰めで記載してください。

合和 月 15 H 受付印

T412-0042

僧却資産申告 (償却資産語

3 個人番号又

4 事業種目

(資本金等の額)

5 事業開始年月

は法人番号

年度

決定価格

(ふりがな) 1 住 御殿場市萩原483番地 所 又は納税通 知書送達先 (電話 82-4139 こてんば じろう 者 2 民 御殿場 次郎 法人にあ-てはその名 称及び代表 者の氏名 (屋号 フジヤマ

6この申告に 応答する者 御殿場 の係及び 氏名 (電話 82-

1

3 4

平成2年

1

食料品製造業

富十 7 税理士等の 氏名 (電話 82-

課稅標準額

17

18

取 資産の種類 前年前に取得したもの(イ) | 前年中に滅少したもの(ロ) | 前年中に取得したもの(ハ) | 計((イ)-(ロ)+(ハ)) 1 構築物 3650000 3050000 6700000 機械及び 2 2285000 1600000 2500000 3185000 装 3 船舶 4 航空機 車両及び 5 500000 500000 運搬具 工具、器具 及び備品 6 1320000 680000 440000 1080000 7 合 計 7755000 2280000 5990000 11465000

> 評 価

電算申告の方は、 価額 必ず添付してください 電算申告の方の

全資産の種類別明 み記載-してくださ

構築物 機械及び 2 船 3 4 航空機

車両及び 運搬具 工具、器具 及び備品

5

7

置

舶

資産の種類

- 6 -

## 申告書は複写様式にはなっていませんので、控え用も記載してください。

#### ⑧短縮耐用年数の承認

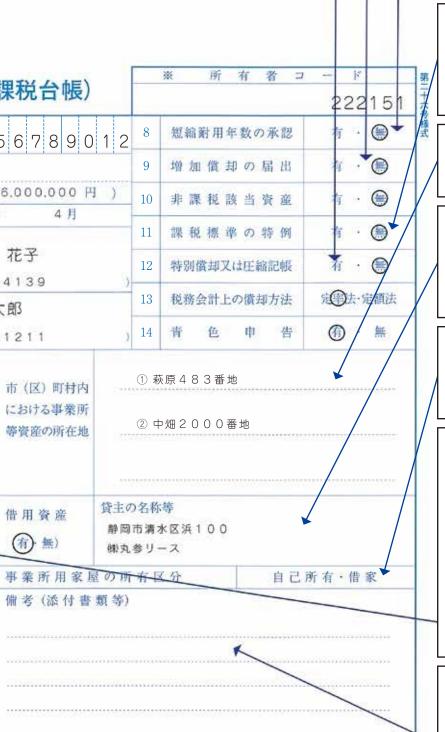
国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産を申告する場合は、「有」を○で囲み、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

#### ⑨増加償却の届出

税務署長に増加償却の届出を行っている資産を申告する場合は、「有」を○で囲み、「増加償却の届出書」の写しを添付してください。

#### ⑩特別償却又は圧縮記帳

租税特別措置法の規定による特別償却又は法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳に該当する資産を申告する場合は、「有」を○で囲んでください。<u>ただし、固定資産税の評価においては認められません。</u>



## ⑪課税標準の特例

課税標準の特例が適用される資産を申告する場合は、「有」を○で囲んでください。新規に特例の適用を申請する場合は、その内容を確認できる関係資料も提出してください。

#### 15市内における事業所等資産の所在地

資産の所在地が2か所以上ある場合には、主な所 在地を①、その他を②のように記載してください。

#### 16借用資産

御殿場市内で使用している償却資産のうち、借用 資産の有無について該当するものを○で囲んでくだ さい。「有」の場合は、貸主の名称等を記載してく ださい。

#### ①事業所用家屋の所有区分

償却資産の所在する家屋について、「自己所有・借家」のいずれか、又は両方を○で囲んでください。

#### 取得価額

前年までに申告されていた方は(イ)に申告済み の資産の取得価額が印字されていますので、(ロ) には前年中に減少した資産の取得価額の合計額、

(ハ)には前年中に取得した資産の取得価額の合計額をそれぞれの資産ごとに記載してください。(申告漏れとなっていた資産は、前年以前に減少又は取得したものとして、(ロ)あるいは(ハ)に加えてください。なお、必ず種類別明細書の摘要欄に「申告漏れ」と記載してください。)

※前年までの取得価額は、変更しないでください。

前年中の資産に増減がない場合
「増減なし」と記載してください。

( 歯却資産を保有していない場合
「該当資産なし」と記載してください。

## 種類別明細書(増加資産・全資産用

## 資産の種類

「1 構築物(建物附属設備を含む)」、「2機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6工具、器具及び備品」に分類し、該当する1 から6までの番号を記載してください。

## 資産の名称等

資産の名称及び規格等を<u>漢字、カタカナ、英</u>数字、記号等で30字以内に要約して記載してください。

_						/				
		令和	8 年度			/ 	- /15			
楽	+	所 有 者	コ ー ド *	種	類別明新	書	- (堆	加	資産・全資	産用) <sub>[</sub>
			222151		/					
行	資産			-1.	<b>√</b>	数	取得年	月	(1)	附 減印
番号	資産の種類	資産コード	資産の名	4 称	等	-	年 年		取得価額	耐 減 値 発 率 数
01			野立看板(金属造)			1	5 6	16	十億 百万 千 円 1 050 000	
02			位業員駐車場舗装工事 (本)						-	
$\vdash$						1	5 6			
03			ブルドーザー			1	5 7	<sub>1</sub> 6	2 500 000	2 0.
04			陳列ケース			1	4 26	3	240 000	<sub>1</sub> 8 0.
05	6		無線LAN			1	5 7	1 <sub>i</sub> 0	200 000	1,0 0.
06						П				0.
07				1 1 1						0.
08							1			0.
09							1			0.
10						+++	+			
11	$\Box$							-		0.
$\vdash$	$\vdash$						-	H		0.
12	$\vdash$		<del> </del>	-						0.
13	1					11	-			0.
14										0.
15										0.
16										0.
17	-					. ,				0.
18										0.
ш				1	小 計		<del>-    </del>		5 990 000	10.

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その

## )の記載例

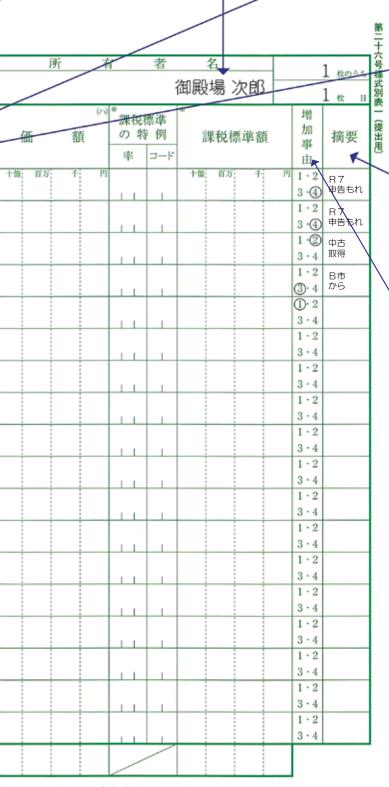
## 所有者名を記載してください。

#### 取得年月

資産を実際に取得した年 月を記載してください。年 号は昭和が3、平成が4、 令和が5です。

#### 取得価額

当該資産の取得価額を記載してください。なお、取得価額と は償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいい、据付 費、運送料、手数料、関税等当該資産を事業の用に供するため に直接要した費用を含みます。



#### 耐用年数

当該資産の耐用年数を記載してください。なお、中古資産で見積耐用年数による場合は、その耐用年数を記載してください。

#### 摘要

課税標準の特例が適用される資産については、 その旨を「摘要」欄に記載してください。その 他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項 を記載してください。

※申告もれ資産は過年度に遡り課税することがあります。

## 増加事由

「1 新品取得」、「2 中古品取得」、「3 移動による受入れ」、「4 その他」のいずれかを○で囲んでください。「4 その他」の場合はその事由を「摘要」欄に記載してください。

なお、「3 移動による受入れ」とは他市町村で使用していた償却資産を御殿場市内で使用するようになった場合で、取得年月は市内へ移動した年月ではなく、取得した年月を記載してください。

他 のいずれかに○印を付けてください。

# 種類別明細書(減少資産用)の記載

			所	9	命有	才		8		年		F*				雅		1				種	类	別	明	細	計	書 ()	咸少	資	産	用)	
W.											2	2	2	1 !	51																		
行	資産	İ					-	+	Ė					=											3	b.	1	仅得年	三月			400	耐用
番号	資産の種類		材	消	7	_	*						資		産	0	)	名	君	尔	等				3	社	年号	年	月	Ąx			年数
01	2			ii)	q	Ý	T	6	プ	レ	スト	機	Ÿ.	Ti.			EQ.	ij	4							2	4	1,8	1,0	十章		600 000	
2	6			W	1		. 1	0				in.a.			n i		1	9	7							1	4	14	0.3			200 000	6
3	6							5					1.													1		57	- Annahatana			310 000	
4	6																															170 000	
5					-		14	12	/	191	7	יוע						-	-							1	4	20	0.4			170 000	3
6		1	1	1	1	-	-	1	-			1	-	-			-	1	-	1 1	-	-	1	-	1	1			1				1
7				1	1	-	-					1	-			-		1	-			-	1	Н	1	1		1	1				1
				1	1	1	-	T	19		1	1	1			1		1							1	_			1				1
3		1	267	1	1	ľ	1	1		1.1	4	1	1	1			4	1	1	1 1		1	1		1			ij	7				1
9												-						1							1								1
0			21		1	,	r	-	11			1						1															
1			91	1	1	1	1					1	1		161			Y	1							4		Ţ	1				
2		F.	11		4	1	1					1	T.	1				1	1														
3								11				1							1														
4					-		-	-										-															
5		1	-	9	1	-	1	1			-1	1	1	1				-	-	1 1		-	1	-	- 1	1			1				1
6		1		-	1			-			-	-							-	Н		-			T	-			1				-
																									-			-					1
7		1	11	1	1	1	1	1				1	1			1		1	-	1	1		1		-	1			1				1
8				1	1	1	-		M		1	-						1	-				-		1							200	1
																					7	,	音	+			5	-			2	2 280 000	

## 例

減少させる資産の数が多い場合は、同封の「令和8年度 種類別明細書」をコピーし、減少させる資産を見え消し(二重線)で消したものを添付してもかまいません。



#### 抹消コード

同封の「令和8年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記載されている当該資産の コード(下段)を記載してください。

#### 減少の事由及び区分

当該資産が減少した事由とその区分について、 該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

「1 売却」の場合はその売却先の名称を、「3 移動」の場合は移動先の名称を、「4 その他」の場合はその事由を、それぞれ「摘要」欄に記載してください。

「2 一部」とは、2台以上まとめて申告されていたものの一部、あるいは1つの資産として申告されていたものの一部だけが減少した場合です。「数量」・「取得価額」の欄には減少した分に対応する値を、「摘要」欄に全体(減少前)の取得価額を記載してください。

#### 摘要

前年度以前の減少申告漏れがある場合は、減少 した年月を記載してください。

#### 12 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

個人番号を記載した申告書を受付する際に、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施しています。申告の際は、以下の本人確認資料を持参するか、写しを添付してください。郵送の場合も、本人確認資料の写しの添付をお願いします(普通郵便でも提出できますが、心配な方は書留郵便やレターパック等をご利用ください)。なお、法人の場合は、本人確認書類は不要ですが法人番号の記載をお願いします。

## (1)本人が申告書を提出する場合(写しの添付可)

番号確認資料	「個人番号カード」・「通知カード」・「住民票(個人番号付き)」等
身元確認資料	「個人番号カード」・「運転免許証」・「旅券(パスポート)」等

<sup>※</sup>本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

## (2)代理人が申告書を提出する場合(写しの添付可)

大人の乗り攻討恣め	「本人の個人番号カード」・「本人の通知カード」・
本人の番号確認資料	「本人の住民票(個人番号付き)」等
代理人の	「代理人の個人番号カード」・「代理人の運転免許証」・
身元確認資料	「代理人の旅券(パスポート)」・「税理士証票」 等
代理権の確認資料	「委任状」・「税務代理権限証書」等

## 13 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、過料が科せられることがあります(地方税法第386条)。また、虚偽の申告をした場合には、懲役刑又は罰金刑に処されることがあります(同法第385条)。

## 14 実地調査へのご協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて順次実地調査を行っています。その際には別途文書でお知らせしますので、ご協力をお願いします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は最大5年分遡って課税することがあります。あらかじめご了承ください。

#### 15 申告書控えの返送について

申告書を郵送で提出される方で市の<u>受付印を押印した控えの返送を希望する場合は、返信用</u> 封筒(切手を貼付し宛名書きしたもの)を必ず同封してください。

なお、控えにつきましては各自で保存をお願いいたします。

## 16 eLTAX(エルタックス)による申告について

eLTAX は、地方税に関する総合窓口としてインターネットを通じて広く利用できるシステムです。 御殿場市では、eLTAX による電子申告が可能です。

eLTAX にて申告をする際には必ず「種類別明細書」を添付し、内容を修正した資産がありました。 たら、摘要欄にその旨を必ず入力してください。

詳しい手続きについては、eLTAX ホームページ【http://www.eltax.jp/】をご覧ください。

#### 【提出先・問い合わせ先】

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地 御殿場市役所 総務部課税課 家屋スタッフ 償却資産担当 TEL 0550-82-4139 (直通)